

令和3年4月定例教育委員会次第

日時： 令和3年4月26日（月）
午後1時30分～午後3時30分予定
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第1号議案 犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員の委嘱について (子ども未来課)
(事前審議依頼済)

第2号議案 犬山市教育情報セキュリティポリシーの策定について (学校教育課)

第3号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について (文化スポーツ課)

第4号議案 犬山市生涯学習推進計画の策定について (文化スポーツ課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|-----------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和3年度授業改善犬山プランについて | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 学校健診情報の分析について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 学校訪問計画について | (学校教育課) | No.4 |
| (5) 令和3年度年間行事計画表について | (学校教育課) | No.5 |
| (6) 5月・6月の行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 教育委員会各課事務分担について | (各課) | No.7 |
| (8) 議会の議決を経るべき事件 | (子ども未来課) | No.8 |
| (9) 橋爪・五郎丸子ども未来園新園整備事業進捗状況の報告について | (子ども未来課) | No.9 |
| (10) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.10 |
| (11) 令和3年度入学式・始業式における制服調査 | (学校教育課) | No.11 |
| (12) 令和3年度小中学校修学旅行等一覧 | (学校教育課) | No.12 |

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第1号議案

犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市児童福祉施設等整備検討委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年4月14日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市児童福祉施設等整備検討委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市児童福祉施設等整備検討委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

【委員名簿】

NO	区分	職名	氏名
1	子ども・子育て支援に関する学識経験者	名古屋経済大学教授	関谷 みのぶ
2		名古屋短期大学准教授	橋村 晴美
3	子どもの保護者	自主子育てサークル代表	若井 友美子
4		橋爪子ども未来園保護者代表	大濱 はる菜
5		五郎丸子ども未来園保護者代表	本田 菜央子
6	福祉及び医療に関する団体又は機関を代表する者	主任児童委員	長嵩 貴栄
7		地域活動連絡協議会	裕本 美江
8		尾北医師会犬山支部	萩野 弘美
9		障がい者相談支援事業所	木村 和美
10	地域の代表	橋爪中北町内会代表（現橋爪子ども未来園）	原 康眞佐
11		五郎丸北第1町内会代表（現五郎丸子ども未来園）	佐橋 智康
12		橋爪上東町内会代表（新保育園予定地）	林 和子
13	その他教育委員会が必要と認める者	橋爪子ども未来園長	大塚 智美
14		五郎丸子ども未来園長	中村 美和
15		子ども未来センター長	鈴木 努
16		日本モンキーパーク所長	小島 智弘
17		子ども大学指導員（生き物探検部）	宮田 賢輔
18		デザインコンサルタント（株式会社ワイルドシンク）	松本 恵
19		中小企業診断士（アスタコンサルティング株式会社）	細江 英明
20		商工会議所	加藤 浩一

○ 設置目的（犬山市附属機関設置条例）

橋爪・五郎丸子ども未来園の統合移転等に伴う新子ども未来園整備に向けた基本構想及び基本計画の策定等について、子ども・子育て支援に関するさまざまな分野の意見を取り入れるために、附属機関として整備検討委員会を設置し、新園整備に関する事項について協議するものです。令和3年4月1日からの新設の委員会です。

○ 人数：20人以内

○ 任期：令和3年4月24日から審議終了期間まで（令和4年度末予定）

○ 女性比率：13名／20名（65%）

犬山市教育委員会第2号議案

犬山市教育情報セキュリティポリシーの策定について

犬山市教育情報セキュリティポリシーを別紙のとおり定めるものとする。

令和3年4月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、学校が所有する情報資産の情報セキュリティ対策を高めるため必要があるからである。

犬山市教育委員会第3号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年4月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	年齢	性別	職業	備考
1	とぎき ゆみこ 戸崎 裕美子	69	女	無職	再任
2	びとう みつこ 尾藤 美津子	73	女	会社員	再任

※ 年齢は、令和3年4月26日現在
 委嘱期間は、令和3年5月10日から令和5年5月9日まで

犬山市スポーツ推進委員名簿

(令和3年4月26日現在)

NO	氏名	年齢	性別	委嘱期間
1	仙田逸二	77	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	原正男	65	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
3	高木隆人	70	男性	令和2年4月14日～令和4年4月13日
4	宮田孝秀	68	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
5	小島久美子	61	女性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
6	奥村建治	59	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
7	吉野和美	63	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
8	保浦正幹	59	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
9	吉原田鶴子	55	女性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
10	野呂一彦	65	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
11	戸崎裕美子	69	女性	令和元年5月10日～令和3年5月9日
12	日比野幸司	61	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
13	三輪みゆき	61	女性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
14	佐橋治彦	58	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
15	水谷美香	51	女性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
16	小島暁子	51	女性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
17	伊藤浩申	45	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
18	松尾信幸	43	男性	令和2年4月1日～令和4年3月31日
19	武内名古	59	女性	令和元年6月22日～令和3年6月21日
20	今宮龍太	32	男性	令和元年6月22日～令和3年6月21日
21	尾藤美津子	73	女性	令和元年5月10日～令和3年5月9日

[男女比率：男性13名（61.9%）、女性8名（38.1%）]

[委員報酬：年額60,000円]

◎ 主な活動

- ・ 全体会議、役員会、委員間の実技研修
- ・ 軽スポーツ講習会、大会
- ・ 市民へのスポーツ指導
- ・ 西尾張、丹葉地区会議
- ・ 全国、東海四県、愛知県、西尾張地区、丹葉地区研修会
- ・ その他事業実施に係る関係者打ち合わせ

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示
第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市生涯学習推進計画の策定について

犬山市生涯学習推進計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年4月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、「犬山市生涯学習推進計画」を策定するため必要があるからである。

犬山市生涯学習推進計画 (案)

令和3年6月

犬山市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって…………… 1

第1節 生涯学習とは…………… 2

1. 生涯学習とは
2. 生涯学習の環境整備

第2節 計画策定の背景…………… 3

1. 国の動き
2. 県の動き

第3節 犬山の特性と生涯学習…………… 4

第4節 生涯学習推進計画の「あり方」と「位置づけ」…………… 5

1. 犬山市生涯学習推進計画とは
2. 位置づけ

第5節 生涯学習推進計画の目指すもの（現状と課題）…………… 6

1. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり ～社会教育のまち犬山～
2. 健やかで活力のあるまちづくり ～生涯スポーツのまち犬山～
3. 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり ～図書館のまち犬山～

第2章 豊かな心と生きる力を育むまちづくり…………… 8

～ 社会教育のまち犬山 ～

第1節 基本構想…………… 8

1. 時代に合った学習機会の提供
2. 生涯学習支援体制の確立

第2節 基本計画…………… 9

1. 生涯学習活動の支援
2. 生涯学習活動の活性化
3. 青少年の健全育成

第3章 健やかで活力のあるまちづくり…………… 1 1

～ 生涯スポーツのまち犬山 ～

第1節 基本構想…………… 1 2

1. 生涯スポーツのまちづくり
2. 実施体制の整備・充実
3. スポーツ施設の有効活用

第2節 基本計画…………… 1 4

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
2. スポーツ指導者の育成・活用
3. 市内スポーツ関係団体の活動充実への協力
4. スポーツ施設の充実

第4章 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり…………… 1 6

～ 図書館のまち犬山 ～

第1節 基本構想…………… 1 7

1. 生涯学習拠点としての図書館
2. 情報発信基地としての図書館

第2節 基本計画…………… 1 9

1. 図書館機能のネットワーク化
2. 蔵書の充実
3. 子ども読書活動の推進
4. 市民参加の図書館づくり
5. 学校との連携の強化
6. 図書館運営体制の確立

第1章

計画の策定にあたって

第1節 生涯学習とは

1.生涯学習とは

生涯学習とは、生涯を通じて、人々が自らの意思で、自分に適した方法で、生きがいを創り、自己実現を図り、生活を豊かにする学習活動です。

また一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

平成18年12月に改訂された教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念を謳っています。

【参考】平成30年度文部科学白書

2.生涯学習の環境整備

平成30年3月に中央教育審議会が答申した「第3期教育振興基本計画について（答申）（中教審第206号）」にて人生100年時代を見据えた生涯学習の推進を図るために、生涯学び、活躍できる環境を整えることを目標としています。

答申の中で「生涯学習の推進に当たっては、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要である。」と示されています。

行政は、学習環境を整備し、住民の主体的な学習活動を支援していくことが求められています。

第2節 計画策定の背景

1. 国の動き

平成18年12月に「教育基本法」が改訂され、生涯学習を推進すべきだとする「生涯学習の理念」(第3条)が初めて盛り込まれました。これを受けて平成20年7月「第1期教育振興基本計画」が策定され「教育基本法」に示された基本理念の実現に向けた基本方針が定められました。さらに、平成30年3月「第3期教育振興基本計画」が中央教育審議会より答申された後、平成30年6月「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

教育行政としては、「第3期教育振興基本計画」において、今後の教育政策に関する基本的な方針として

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

を位置づけ、教育政策の目標、測定指針および参考指針が整理されました。

2. 愛知県の動き

平成8年3月に愛知県生涯学習推進本部が「愛知県生涯学習推進構想」を策定し、「県民一人一人が自由に学習機会を選択して、学ぶことができ、その成果を社会において生かすことにより、日々の生きがいをもって充実した人生を送ることができる生涯学習社会」の実現を目指した「学習機会の拡充」「生涯学習支援体制の整備」「生涯学習推進体制の整備」の大きな柱を中心に推進することとして始まりました。

その後、平成25年3月には「愛知県生涯学習推進計画」が策定され生涯学習を推進してきましたが、平成29年の計画期間満了により、平成30年3月に「第2期愛知県生涯学習推進計画」が策定され、3つの基本理念のもと5つの柱を中心に、一層の生涯学習の推進に取り組んでいます。

- 【基本理念】
- ①個人の自立を促し、学びを生かす機会の充実
 - ②地域の絆（きずな）づくり・ネットワークづくりの促進
 - ③多様な主体による連携・協働の強化

- 【5つの柱】
- ①長寿社会を豊かに生きる生涯学習
 - ②家庭と地域の教育力を高める生涯学習
 - ③持続可能な社会づくりを進める生涯学習
 - ④職業的自立を高める生涯学習
 - ⑤生涯学習推進体制づくり

第3節 犬山市の特性と生涯学習

犬山市は、先人の残した数多くの有形・無形の文化財が所在し、緑の宝庫と言っても過言ではない豊かな自然に恵まれ、民間の観光施設や学術施設が立地するなど、多彩で豊かな地域資源を保有しています。

また、犬山市では、自主的かつ積極的な市民活動が長年にわたり展開されており、行政と市民との協働関係を構築し、市民の自覚と責任に基づく多様な価値観を認める社会の実現や、市民がまちづくりに参加しやすくなるような「活躍の場づくり」を推進しています。

平成13年には、市民活動の支援に関する理念だけでなく、支援プログラムを包括した総合的な支援条例として、全国的にも類を見ない「犬山市市民活動の支援に関する条例」を制定しました。

令和元年には、市民、議会、行政の協働によりまちづくりを推進し、誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現するため、「犬山市協働のまちづくり基本条例」を制定しました。

そのほか、市内では、小学校区を基本とするコミュニティ組織の設置が進み、地域の特性に合わせた特色ある活発な活動が継続的に進められているほか、近年では、様々な分野で、市民一人一人の経験や感性を生かした、地域で活躍する人材を積極的に活用する取り組みも始まりつつあります。

これらは、犬山市が持つ極めて大きな特性であり、この特性である資源の持つポテンシャルを生かした「生涯学習社会の実現を目指そう、まちの新たな可能性を拡げよう」とするものが、犬山の生涯学習なのです。

そして、住民主導で地域と生活に根ざした新しい「犬山らしさ」を創り出すことこそ、犬山の生涯学習の大きな目標なのです。

第4節 生涯学習推進計画の「あり方」と「位置づけ」

1. 犬山市生涯学習推進計画とは

犬山市では、平成10年3月に「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、地域の生涯学習の推進に取り組んできました。

「犬山市生涯学習基本構想」は、市政の大きな柱立ての一つであり、市政の目標として、基本計画は、この構想に具体性を持たせたものを「基本計画」とし、確実に実施し、修正を加えながらより良い生涯学習社会の実現につなげていくものとして位置付けてきました。

平成23年3月策定の「第5次犬山市総合計画（計画期間：平成23年度～令和4年度）」、平成29年3月策定の「第5次犬山市総合計画（改訂版）」における市の基本構想や基本計画でも、この「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」に基づいた生涯学習推進の方針を示しています。

学校教育や社会教育、スポーツ活動や文化活動など、生涯に行うあらゆる学習をいう「生涯学習」も、平均寿命が延び、健康寿命に注目が高まる一方、ICT（情報通信技術）が普及するなど、年々変化を続け、そのニーズや学習方法も多様化しており、時代に合わせ、常に新しい意識をもって、さまざまな施策を打ち出すことが大切です。

こうしたことから、「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を、その進み具合や社会の変化などの動きを踏まえて見直すことで、犬山市における生涯学習の新たな指針として「犬山市生涯学習推進計画」を策定します。

2. 位置づけ

本計画は、犬山市基本構想に掲げる「目指すまちの姿」である「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現に向け、生涯学習に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。

また、本計画は国や愛知県が策定した関係計画や、「第5次犬山市総合計画」の改訂（平成29年3月）に合わせて策定した「犬山市教育大綱（平成29年度～令和4年度）」や、「第2次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）（計画期間：平成30年度～令和4年度）」などと本市の計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

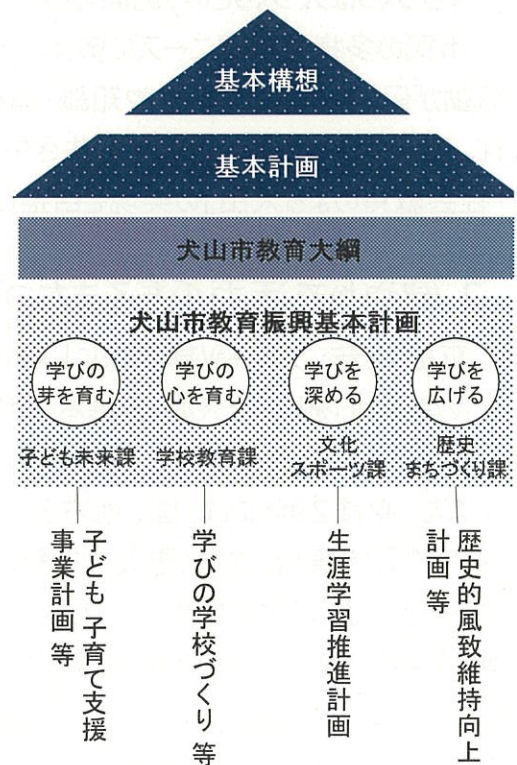


図 教育関係計画等体系

第5節 生涯学習推進計画の目指すもの (現状と課題)

1. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり ～社会教育のまち犬山～

犬山市の豊富な地域資源は、その活用の仕方によっては、私たちに無限の可能性を与えてくれます。それぞれの資源の持つ潜在的価値を最大限に引き出し、生涯学習活動として市民生活に生かす工夫をすることが、市民の文化水準の向上に役立つこととなり、まちへの関心につながっていきます。

自分たちの住むまちについての理解や関心がまちづくりの第一歩です。住む人々が「まちに関心を持つこと」が、まちづくりにつながります。

人々のまちについての関心や理解が進めば、そこから様々な欲求や展望が生み出され、郷土愛が培われ、市民が自ら求めてまちづくりに積極的に参加していこうとする機運が醸成されていきます。

犬山市は、こうした市民の抱く郷土愛や、まちに向ける市民の関心や理解を背景にして、生涯学習を通した「社会教育のまち犬山」を目指す活動の展開を図っていきます。

しかし、その活動は、あくまでも行政主導ではなく、行政を住民の進める生涯学習活動やまちづくり活動の後方支援組織と位置づけ、市民各自がそれぞれの立場で、それぞれの興味や関心あるいは必要性から学んだ成果を活用して参画していく住民主導のまちづくり活動でなければなりません。

また、市内地域に所在するそれぞれの資源を有機的に結びつけることによって、犬山市全体を教育のまちとして生かしていくことが、今後も引き続き求められています。

まちづくりは人づくりという側面も持ち、様々な学びの機会を、人づくりを推進します。

市民の多様な学習ニーズに応え、学習環境を整備することによって、市民の自主的学習活動が促され、豊かな感性や知識・情報を備えた人材が育ち、活躍の場が増え、まちが創られ、そして育ち、やがてそのまちが生き生きと輝き出す、市民の豊かな心と生きる力が育まれた「社会教育のまち犬山」の実現を目指します。

2. 健やかで活力のあるまちづくり ～生涯スポーツのまち犬山～

平成23年、スポーツ基本法に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」を掲げたスポーツ基本法が制定され、また、平成27年には、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁が創設されました。

また、平成29年には、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国を実現していく重要な指針として、第2期スポーツ基本計画が策定され、現在、スポーツ庁では、「競技力の向上」だけではなく、「子どもの体力向上」や「学校体育・運動部活動」や「国民のスポーツライフ」をはじめ、「スポーツによる地域・経済の活性化」など11本の柱

を軸として総合的かつ計画的に取り組むべき施策等を掲げて、スポーツの振興に取り組みが進んでいます。

犬山市においても、保有する資源を十分に活用し、スポーツを通じて、健康保持、体力増進、記録への挑戦はもとより誰もがいつでも、どこでも気軽に日常の生活を通して親しみ、楽しむことができる環境を提供していくことが求められています。

こうした観点にたって、市民一人一人がライフスタイルや年齢、性別、体力、関心などに応じ、また、「観る」・「する」・「支える」と様々な形で、一人一人のスタイルに合わせ、スポーツを身近に感じることができる機会の提供や、既存のスポーツ施設の維持管理を計画的かつ確実に行い、幅広い分野にわたり市民ニーズに応えることのできる「生涯スポーツのまち犬山」の実現を目指します。

【参考】スポーツ庁ホームページ

3. 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり ～図書館のまち犬山～

図書館法において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義される図書館は、市内でも最も様々な情報が集積する施設です。

図書館は、その利用を通じて、市民が日常生活や仕事のために必要な情報や資料を得ると共に、読解力の向上や、学習をしたり、趣味を伸ばすなど自分のさまざまな思いと、生活に潤いを満たす施設でなければなりません。

また、図書館の行う諸行事を通じて、自然な形で市民と図書館資料が結び付けられており、図書館は、正に生涯学習推進のための大きな拠点施設であると言えます。今日の急激な社会情勢の変化に伴い、公共図書館の担う役割は、今後ますます重要となり、生涯学習の拠点施設としてふさわしい新しい図書館のあり方を求めていかなければなりません。

市内のどこに住んでいても受けられる公平なサービスの提供のための図書館サービス網の形成、ボランティアを導入した市民参加の図書館づくり、広域的な図書資料の利用システムの構築など、暮らしに役立つ生涯学習を援助する立場から、地域社会と一体感のある施設として整備を進めていきます。誰でも気軽に立ち寄り、利用できる施設として、市民の心を育み、長い生涯を通じて、どのライフステージにおいても親しく付き合いのできる図書館ネットワークが整った「図書館のまち犬山」の実現を目指します。

第2章

豊かな心と生きる力を育むまちづくり

～社会教育のまち犬山～

第1節 基本構想

1.時代に合った学習機会の提供

まちづくりは、人づくりであると言われる。近年の急激な社会変化への対応に向けて、必要な能力と資源の涵養は、市民一人一人の大きな課題となってきました。

平均寿命が伸び、健康づくりや生きがいづくりにはげむ市民の方々が増えるとともに、生涯にわたる学習の関心も高度化・多様化し、その対応を求める声も高まっています。

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれの課題に応じた必要な学習を行い、個性と能力を伸ばしながら、生きがいのある充実した生活を営むことができれば、これを活力として心豊かな潤いのある地域づくり、まちづくりへとつなげていくことが可能です。

大きく揺れ動く社会情勢の中にあって、誰もが人間として、より良く生きていくことを求め、充実した生きがいのある人生を送りたいという願いは、生涯にわたる学習を通じて初めて実現されるものです。

こうしたことから、一般的な教養を深める学習から、ICTなど専門的な知識の学習といった幅広いニーズに対応できる学習機会を、民間の力を活用しながら確立していきます。

市民総合大学や公民館講座などの各種講座に加え、大学などとの連携を強化し次代を担う子どもや若者を対象にした参加型の講座を実施し、また個人の学習機会を設けるだけでなく、時には市民同士が講師となって教え合い、学び合えるよう、市民の自主的な学びへと展開していきます。

2.生涯学習支援体制の確立

犬山市では、様々な分野で市民が求める学習機会の把握や数多くの学習要望などを把握し、市民一人一人の声を積極的に反映させることができるよう、市役所全課を対象とした推進組織を設置し、全市的に生涯学習事業を展開しています。

また、隣接する各務原市とは、各種テーマによる市民講師の相互登録を実施しており、より幅広くかつ充実した市民の生涯学習環境の確立を進めています。

行政の担当部署を中心に、一人一人への生涯学習への指導や助言に、丁寧に取り組むことは、個人の学習意欲を高める上では大変有効である一方、その取組みは限定的であり、限界があるのも現実です。

こうしたことから、庁内間や自治体間、さらには市内のNPOや公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を、市が発信する情報媒体を中心に積極的に提供することによって、一人一人の学習機会の選択の幅を広げることで、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。

第2節 基本計画

1.生涯学習活動の支援

市民の高度化・多様化したニーズに応じていくため、全市的な規模で、総合的に生涯学習諸事業を支援します。

1 市民の芸術・文化意識の向上とその芸術・文化活動への支援

- ① 地域の個性を生かした市民の自主的活動の支援
- ② 市民誰もが参加できる芸術・文化事業の推進
- ③ 市民の芸術・文化活動を推進・支援する補助制度の継続
- ④ 市内で開催される芸術・文化活動情報の発信
- ⑤ 市民の学び合いを推進する人材の活用

2 市内の学習資源を活用した特色ある生涯学習講座の開設

- ① 市民の興味や関心に直接応える出張型の出前講座の実施
- ② ICT技術の普及啓発を目的とした講習会開催や人材の育成
- ③ 年間を通して幅広い分野で学びの機会を提供する講座の充実
- ④ 子どもの興味や関心を喚起して、様々な体験を学びに繋げる事業の拡充

3 公民館活動の充実

- ① 市内各地区の地域の特性を活かした講座の開設
- ② 地域のコミュニティの形成を促進する活動の拠点施設としての活用

4 生涯学習施設の整備等

- ① 公民館・学習等供用施設の整備や運営状況の検証と今後の維持管理方法の検討
- ② 市民文化会館・南部公民館をはじめ、芸術・文化活動の充実に繋がる空間有効活用
- ③ 長寿命化に向けた計画的な修繕や改修の実施

5 学習情報提供の継続

- ① 市役所全庁や、生涯学習関連機関や施設との連携による広範な学習情報の提供
- ② 公共施設における生涯学習関係のチラシやリーフレット等の配置

2.生涯学習活動の活性化

市民が求める学習機会の把握や数多くの学習要望など市民一人一人の声を積極的に反映させることを通して、生涯学習活動の活性化に努めていきます。

1 高等教育機関、学術機関との連携の強化

- ① 京都大学霊長類研究所、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所、博物館明治村、公益財団法人日本モンキーセンター、野外民族博物館リトルワールドなどと連携した講座の開設
- ② 名古屋経済大学、名古屋工業大学、中部大学など大学との連携事業の拡充
- ③ 名古屋経済大学図書館と市立図書館とのオンラインによるネットワーク化

2 生涯学習指導者の育成・確保・活用

- ① 各務原市と連携した市民講師登録者の充実
- ② 地域における優れた技術・才能を持つ人材の活用
- ③ 学習者から指導者へと学びのネットワークができるシステム構築の検討
- ④ 社会教育主事、公民館主事、学芸員などの有資格者の育成

3.青少年の健全育成

関係団体から選出された委員で構成する青少年問題協議会を中心とし、犬山市教育委基本大綱（平成29年3月）に定める「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」という基本理念のもと、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

1 青少年健全育成のための協議の実施、支援体制の確保

- ① 青少年健全育成市民会議が進める「おあしす運動*」など、明るい地域社会づくりを推進する活動を展開（* おはよう・ありがとう・しつれいします・すみませんの頭文字をとったあいさつ運動）
- ② 青少年健全育成のための講演会や情報交換を通じた個人及び団体の交流を促進
- ③ 青少年センターでの相談を中心とした子どもを取り巻く不安や悩みの解消

第3章

健やかで活力のあるまちづくり

～生涯スポーツのまち犬山～

第1節 基本構想

1.生涯スポーツのまちづくり

市民が生涯にわたって、日常生活の中で健康の保持増進や体力づくり、さらには余暇の充実のために、スポーツに親しみ、豊かな人生を送ろうという機運が高まってきています。

犬山市でも、これまでスポーツの普及と市民のふれあいや意識高揚を目的とした、愛知県体や全国レクスポ祭など全国規模の催しが行われ、スポーツ振興に大きな成果を収めました。

こうした催事と相まって、市民のスポーツに対する関心も一層の高まりをみせ、自主的なスポーツ活動が盛んになり、そうした市民を中心とした活動は、現在まで続いていると共に、その広がりも世の中のスポーツ志向の上昇とともにますます多様化してきています。

スポーツは、これまでも、これからも、一部の限られた人のものではなく、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に楽しむことができるものでなければなりませんし、またそういう環境や条件を社会の中につくり上げていくことが大切です。そして、地域に根ざした、生活そのもの、地域そのものを豊かに発展させていく一つの要素としてスポーツ振興をとらえていく必要があります。

そのためには、平成30年に設立したいぬやまスポーツコミッションをはじめ、行政、地域、学校、企業などと連携した活動の展開を図り、競技スポーツの向上と軽スポーツの開発・普及に努め、犬山らしいスポーツ文化の創造を目指します。

2.実施体制の整備・充実

市民スポーツは、自分の意志で、しかもそのスポーツが自分にあることを確認した上で自主的に取り組むべきものです。そして、その個人の能力や関心を引き出し、さらに、発展、充実させることのできる実施体制の充実が必要です。

近年、グラウンド・ゴルフやタスポニーをはじめとする気軽に誰でも楽しむことのできるニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ）や障がい者スポーツ（パラスポーツ）が広く普及し、また、ウォーキング、ランニング、サイクリングなど個人で楽しむこともできる種目の人気が高まったことで、スポーツという定義が大きく広がり、同時に、スポーツに対する市民の取り組み方や考え方も変わりつつあります。

今後は、誰もが、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことができるスポーツ環境の整備や充実が必要である一方、2020年の東京オリンピック開催や2026年に愛知県内を中心に開催されるアジア競技大会を控え、ジュニア世代をはじめとした市民のスポーツ競技力の向上も期待されています。

そのためには、市民の主体的な活動の掘り起こし・育成・充実を積極的に推進し、そのニーズを踏まえ、支援環境を整えることで、市民に身近なスポーツ体制のすそ野の拡大に努めます。

また、競技スポーツや気軽に親しむ身近な軽スポーツなど、その目的に応じて、特定非営利活動法人犬山市体育協会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員などとの連携を図り、効果的な活動を促進します。

3.スポーツ施設の有効活用

「生涯スポーツのまち犬山」の実現のためには、スポーツ施設は、スポーツ活動を行う上で大変重要な要素です。

犬山市では、近年、市体育館、全面人工芝の多目的スポーツ広場、テニスコートなど新たな施設整備を進めてきました。

スポーツ施設は、競技型スポーツ錬成の場から、日常生活の場でスポーツを楽しむことのできる日常型スポーツへの参加の場まで、市民一人一人の目的やニーズに応じた施設や環境が望まれています。またそれは身近にあって、いつも気軽に、安全に、これからも長期間にわたり利用できるような環境として整備、維持されていなければなりません。

そのため、市内公共スポーツ施設をはじめ、市内小中学校体育施設や、民間施設の活用促進に至るまで、質・量の両面から幅広い施設の確保を継続し、多くの市民が利用できるよう、広く、公平に、かつ安全に提供することで、今後も長期にわたって継続していくことのできるスポーツの振興につなげていきます。

第2節 基本計画

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

平均寿命が延び、健康寿命への注目が高まる中、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが継続的、定期的に運動に携わることで、健康的で生き生きとした生活づくりに繋がっていきます。

一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進します。

- 1 ニュースポーツを中心とした講習会や大会の実施
- 2 多種目での市民スポーツ大会の開催
- 3 障がい者がスポーツに参加しやすい機会と環境の充実
- 4 スポーツ活動への意識の高揚と専門知識の習得を推進する講座の開催
- 5 指導者をはじめとしたスポーツ従事者への活動中の安全確保に関する知見を学習する研修機会の確保

2. スポーツ指導者の育成・活用

「生涯スポーツのまち犬山」実現のためには、スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、一人一人にあった適切な指導にあたる地域の人材の活用も大切な要素です。責任感と使命感を持ち、常に向上心と向学心をもって、継続的にスポーツ指導に携わる人材を育成・確保していく必要があります。市内各地域や、関係団体との連携を深めて、多様なニーズや場面に対応できる指導者の育成、活用を進めます。

- 1 国制度などを活用した中学校部活動への外部指導員の派遣
- 2 スポーツ推進委員に熱意と能力を有する人材の登用
- 3 スポーツ指導員養成講座をはじめとするスポーツ指導者への学習機会の充実
- 4 様々なスポーツ指導者資格の取得の推進

3.市内スポーツ関係団体の活動充実の促進

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するためには、地域において、総合的な視点でスポーツ活動を推進することができる、自主自立を目指す団体の役割が大変重要です。そのためには、行政と団体との役割を明確にし、各団体との積極的な連携を図っていきます。

また、企業や大学などとの連携や協働によって、スポーツを通じたあらたな地域活性化やまちづくりを推進します。

1 特定非営利活動法人犬山市体育協会・犬山市スポーツ推進委員連絡協議会との事業連携と活動支援

2 地域の実情やスポーツに対するニーズに応じた総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援

3 スポーツ活動を通じた地域の活性化実現に向けた各種活動を展開するいぬやまスポーツコミッションへの参画と支援

4.スポーツ施設の充実

スポーツ施設は、スポーツ活動を行う場でもあるとともに、人と人を繋げる、コミュニティを形成する場としても大変大きな意味を持つものです。

限りある既存のスポーツ施設を、多くのみなさんに快適に、公平に利用いただくため、また老朽化が進みつつある施設をこれからも安全に、また少しでも長い期間利用していただくことが必要となります。

そのためには、実情に合わせた施設利用のルールづくりと、利用者への協力を求めていくとともに、計画的な修繕や改修に取り組むため、定期的な維持管理コストに応じた施設使用料の見直しや、スポーツ振興基金の活用も行っていきます。

また、市内民間事業者の所有するスポーツ施設や、市内学校施設の活用も進め、スポーツ施設環境の拡充にも努めていきます。

1 既存の市内公共スポーツ施設の計画的な修繕や改修の実施

2 適正な使用料設定など施設充実に向けた財源の確保

3 学校施設や民間事業所施設との連携推進

4 公共スポーツ施設の管理体制・運営方法・利用方法の定期的な検証

第4章

学びと地域文化の創造を支えるまちづくり

～図書館のまち犬山～

第1節 基本構想

1.生涯学習拠点としての図書館

これまでの図書館は、社会教育施設の一つとして、その枠組みの中でのみ考えられてきました。

しかし、生涯学習の時代と言われる今日、従来のように単に図書資料や閲覧場所の提供に重点を置き、蔵書冊数・貸出率・登録者数など目に見える数量的な面にのみとらわれることなく、生涯学習の新しい担い手としての図書館のあり方を求めていく必要があります。

人々は、そのおのおののライフステージにおいてさまざまな課題に直面します。この課題を解決するために各種の情報・知識・技能を自主的に取得し、学習することは、人々にとって、激動する今日の社会に適応していくための、必要不可欠な要素です。そして、人のライフサイクルを考えた場合、学校教育終了後において学習が求められる時間の方が、学校教育機関に比べて圧倒的に長く、内容も変化に富んでいます。

こうした課題解決のための学習の機会・方法・場には、さまざまな形態が考えられますが、市民が、自主的にいつでも気軽に活用できるという側面から、図書館は、極めて大きな存在といえます。社会情勢が目まぐるしく変化し、市民の学習ニーズの多様化に一層拍車がかかることが予想される今後の生涯学習時代における図書館には、生涯学習推進のための最前線の機関として、確かな機能を果たしていくことが期待されています。それは市民の学習ニーズが、初歩的な段階であれ、高度な研究領域という段階であれ、市民の学習行動をいかに支援できるかに視点を置いて図書館経営を図っていかなければならないということです。

このため、これからの図書館の家庭教育・学校教育や情報化社会・高齢者社会における役割などを十分視野に入れ、図書資料の収集・提供はもちろん、その活用の方法の助言・指導、あらゆる学習情報の提供、各種行事を通じた図書資料活用への動機づけなどを行うことによって、図書館利用の多角化、機能化を図り、生涯学習推進の拠点施設として位置づけができるよう整備を進めていきます。

2.情報発信基地としての図書館

今日のように、各種出版物やあらゆる分野にわたる情報が、急速に増大し、多様化・高度化してくると、一学習施設のみでは必要なものだけでも収集ができなくなりますが、市民の資料や情報への要求は、無限と言ってよいほど拡大・高度化してきました。こうした市民ニーズに対処し、可能な限りその学習活動を支援していくためには、公共図書館相互はもちろん、他の学習関連施設・機関と連携・協力したネットワークづくりが極めて重要になりますし、そうして得た情報を的確に市民に提供することは、図書館の大きな使命の一つと考えます。このネットワーク化にあたっては、単にあらゆる学習活動や事業に関する情報を市民に提供するシステムを築き上げるだけということばかりでなく、その情報の利用にあたっての案内・助言や資料・情報をもとにした学習相談に応じるなどの役割を果たすことができるという市民の日常生活の中に根ざした図書館づくりに努めていきます。

なかでも、京都大学霊長類研究所や公益財団法人日本モンキーセンターは、世界に冠たる研究機関であり、これらの機関とのネットワーク化が進み、市民への情報サービスが可能となれば、本市図書館の新しい顔が生まれることにもつながります。

また、ネットワーク化は公共施設だけではなく、民間が実施している文化講座なども視野に入れ、より緻密なサービスを提供していくことも検討します。

第2節 基本計画

1. 図書館機能のネットワーク化

現在、市立図書館では、市内小中学校とのオンライン化による図書館サービスの提供を行っています。また、楽田ふれあい図書館とのオンライン化を進めたり、公民館など社会教育施設に分館機能を持たせたりすることで、地域に密着した市民が気軽に利用できる暮らしの中の図書館を目指しています。

さらに、他市の公共図書館、高校・大学図書館、学習研究機関などのオンライン化を検討し、広域的な図書資料の利用システムの構築に努めます。京都大学霊長類研究所と公益財団法人日本モンキーセンターは、その協力を得て、図書館内にサル文庫を設置した経緯もあり、他の図書館にない機能充実という意味からも、これら機関との連携は大変重要であり、犬山市の図書館を対外的にアピールすることのできる一つの大きな要素とも考えられます。名古屋経済大学図書館とは、相互交流に関する覚書を締結したことで、市民が名古屋経済大学図書館所蔵の専門性の高い資料を利用することができるようになり、今後こうしたネットワークの構築に努めます。

2. 蔵書の充実

図書館は、その収集した資料をこれに記録されている情報量で、他の生涯学習施設を圧倒しており、これらを市民に「いつでも、どこでも、誰にでも」容易な方法で提供していくことが、大きな使命の一つです。このため、最新の市民ニーズに応じた魅力ある蔵書構成に努め、50万冊を目標に、図書資料の収集を図ります。この図書資料は、従来の1施設集約型から、各施設とのネットワーク化、及び他図書館との相互貸借により蔵書を補完、施設分散型への移行を検討していきます。

また、用意した図書資料を自然な形で市民に結び付けていくために、各種講演会や講座などの諸行事を開催し、生涯学習の推進を支援していきます。

3. 子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

そのためには、子どもの読書活動を推進する大人たちが、その意義と子どもに伝える方法を深く学ぶための機会を設け、子どもたちが日常的に読書のできる環境を整備し、家庭、地域、学校、図書館等が今以上に連携を強化し、一体となって子どもの読書活動推進を図ることが必要です。

よってその拠点となる施設として、令和3年3月に、乳幼児から中学生に上がる前までの子どもを対象とした「子ども読書空間」を市立図書館内に整備しました。

子どもの読書活動推進に重点を置いた図書館整備を行うことで、子どもの読書率と図書

館の利用率の向上及び読書による子どもの読解力の向上を目指し、子どもたちの健やかな成長と図書館のさらなる利用促進を図ります。

4. 市民参加の図書館づくり

市民が図書館をより身近に感じ、図書館を活気ある施設にするためには、市民参加型の図書館づくりが必要です。現在図書館で活動している図書館ボランティアに加え、図書館サポーター制度を設置、男女・年齢を問わず、いろいろな人生経験・能力・技能を持ったさまざまな人たちを図書館サポーターとして適切に活用することによって、それぞれの活動の中から新たな事業へと発展し、それが図書館の魅力になって、活力ある施設づくりが期待されることになります。

また、こうしたボランティアが図書館に出入りすることによって、図書館と地域とのつながりを密接にすることができ、市民が図書館をより身近なものと考えられるようになれば、地域と図書館の一体感が形成され、図書館が生涯学習の拠点施設として一層有効に機能していきます。

このため、本の読み聞かせ活動、図書の整理、破損図書の修繕、郷土資料の紹介など図書館ボランティア及び図書館サポーター制度を充実させその指導・育成に努めます。

5. 学校との連携の強化

感性豊かな人間力を創造するためには、国語教育、特に子供の頃からの読解力を柱とした学びに取り組む必要があります。

そこで、小中学校の授業づくりに学校図書館の活用を図るとともに、市内小学校の学校司書、図書館コーディネーター及び図書館司書が連携し、図書館を利用した学習や、本に興味をわくような取り組みができるよう努めます。

6. 図書館運営体制の確立

図書館は、生涯学習の推進を支える施設の中で、最も基本的かつ重要な施設であり、図書資料・情報の収集・整理・提供はもちろん、情報化・国際化・高齢化などの今日的課題にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

このため、市民・専門家・ボランティアなどで組織する協議機関を設置し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる図書館の管理・運営や機能の増進について検討していく場を設けます。また、十分な図書館サービスを提供していくために、利用者の立場にたち、物事を考え、行動し、図書資料について熟知している図書館員の配置に努めます。

～令和3年度から新しい『犬山市生涯学習推進計画』をスタートさせます～

犬山市生涯学習推進計画策定の概要

1 生涯学習施策における構想等の現状

- 法令等により、地方公共団体における生涯学習基本構想の策定に関する規定はありません。（「義務」、「努力義務」、「推奨」のいずれでもない。）都道府県については、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等整備に関する法律」で、「地域生涯学習振興基本構想」の作成が「できる」規定があります。
- 愛知県では、平成8年に構想を作成していましたが、平成25年に構想に代わるものとして「推進計画」を策定しています。（現在は、構想は策定していない）
- 愛知県としては、「実際に住民に密着している市町村で、ニーズに合った推進計画等を策定することは望ましい」と考えている。」との考え方です。
〔令和2年4月20日 県生涯学習課に電話で確認／下記〔参考〕参照〕

◀生涯学習に関する個別計画や指針を策定する義務や、策定する場合の形式も定められていません。ただし、施策を推進していく上では、何らかの形で「生涯学習」施策の方向性を定めることが望まれます。

〔参考〕表 県内自治体の生涯学習関連指針の策定状況

種別	自治体数	備考
構想を策定	15	—
計画を策定	40	構想策定自治体も含む
構想・計画どちらも未策定	5	—

※愛知県生涯学習課 HP 掲載資料参照（令和2年4月20日確認時点）

※犬山市は、「構想を策定」、「計画を策定」の自治体数に含む。

2 犬山市生涯学習推進計画策定の考え方

- 犬山市では、平成10年3月に「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、地域の生涯学習の推進に取り組んできました。
- 「犬山市生涯学習基本構想」は、市政の大きな柱立ての一つであり、市政の目標として、基本計画は、この構想に具体性を持たせたものを「基本計画」とし、確実に実施し、修正を加えながらより良い生涯学習社会の実現につなげていくものとして位置付けてきました。
- 平成23年3月策定の「第5次犬山市総合計画（計画期間：平成23年度～令和3年度）」、平成29年3月策定の「第5次犬山市総合計画（改訂版）」の市の基本構想や基本計画でも、この「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」に基づき生涯学習推進の方針を示しています。
- 学校教育や社会教育、スポーツ活動や文化活動など、生涯に行うあらゆる学習をいう「生涯学習」も、平均寿命が延び、健康寿命に注目が高まる一方、ICT（情報通信技術）が普及するなど、年々変化を続ける現代に合わせ、そのニーズや学習方法も多様化しており、時代に合わせ、常に新しい意識をもって、さまざまな施策を打ち出すことが大切です。
- こうしたことから、「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を、その進み具合や社会の変化などの動きを踏まえ、全面的に見直すことで、犬山市における生涯学習の新たな指針として「犬山市生涯学習推進計画」を策定します。

◀◀犬山市生涯学習推進計画は、これまでの「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」の理念や考え方、内容を踏襲しつつも、現在の犬山市や時代に合わせた時点修正を行い、新たな計画として位置付けます。

3 犬山市生涯学習推進計画の位置づけ

- 犬山市基本構想に掲げる「目指すまちの姿」である「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現に向け、生涯学習に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。
- 国や愛知県が策定した関係計画や、「第5次犬山市総合計画」の改訂（平成29年3月）に合わせて策定した「犬山市教育大綱」や、「犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）（～令和4年度）」などの犬山市の計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

◀◀犬山市生涯学習推進計画は、生涯学習に関する施策を総合的に推進する計画として、犬山市の総合計画（基本構想・基本計画）、教育大綱、教育振興計画などに基づく計画です。

4 犬山市生涯学習推進計画の体系 （現在の「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」との比較）

- 上位計画等に対し、学校教育や歴史や文化財でも個別の施策や指針が示されているため、犬山市生涯学習推進計画では、市民一人ひとりが主体的に取り組むことを期待する、社会教育、スポーツ活動、文化芸術活動など心と体の充実につながる活動・施策についての計画を策定します。
- 「基本構想」と「基本計画」の構成とし、市総合計画策定と合わせて、その内容の確認、必要に応じて時点修正（見直し）を行います。そのほか、「実行計画」として本計画に関する事業計画を毎年一覧として取りまとめます。
※現在毎年策定の「犬山の社会教育」を、「実行計画」として位置付けます。
- 計画実現に向け、毎年、総合計画に基づく実施計画の策定や事業評価を行い、第三者への公表・報告を行います。

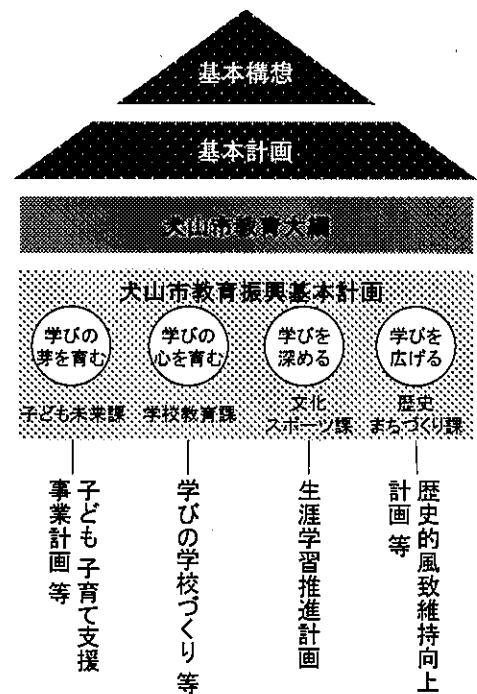


図 教育関係計画等体系図

◀◀犬山市生涯学習推進計画は、社会教育、スポーツ活動などに特化し、既存の各種計画のPDCAサイクルを十分に活用し、毎年度、事業の進捗管理（計画・評価・検証（関係資料の公表や関係会議での報告））を行い、一定期間をもって計画内容の確認などを行います。

5 犬山市生涯学習推進計画の施行

令和3年6月1日

- <今後の主な予定>
- ・社会教育審議会（書面開催）：計画原案の確認→2月17日～3月1日
 - ・パブリックコメント：計画案の市民公表→3月15日～4月7日
 - ・定例教育委員会：計画の議決→4月26日